

平成31年(厚)第53号

令和2年4月30日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「A」という。)の死亡当時、同人によって生計を維持されていた配偶者とは認められないとして、遺族厚生年金を支給しないとする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であったAが平成〇年〇月〇日に死亡したため、同月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「厚生年金保険の被保険者であった者の死亡当時その者によって生計を維持していた遺族とは認められないため(生活費、療養費等についての経済的な援助が死亡者から請求者に対して行われていたとはいえないため)」として遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であるものに限る。)が死亡した場合は、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、Aの死亡当時において、Aが適格死亡者であったこと、請求人がAと戸籍上婚姻の届出をした夫婦であったこと、及び、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外であることについては、本件記録並びに後記第2の1(1)及び(6)の認定事実から明らかであり、これらの点についての当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により遺族厚生年金を支給しない旨の処分(原処分)がされたことを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、請求人が、Aの

死亡当時、同人によって生計を維持した者と認めることができないかどうか、ということである。

第2 当審査会の判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1) Aは、昭和○年○月○日に出生し、請求人と昭和○年○月○日に婚姻し、二人の間に、長男B（昭和○年○月○日生）、二男C（昭和○年○月○日生）が出生し、Aの死亡時までその婚姻関係は継続している。Aは平成○年○月○日に死亡し、死亡届は、長男Bが届け出ている。

(2) Aに係る住民票の除票（平成○年○月○日付けで○○市長が証明したもの。）によると、Aは、昭和○年○月○日に○○市○○○-○から同市○○町○○-○（以下「a宅」という。）へ転居し、世帯主となっており、その後、同人が死亡する時まで、住所の変更はない。

(3) 請求人に係る世帯全員の住民票（平成○年○月○日付けで○○市長が証明したもの。）によると、請求人は、平成○年○月○日に、a宅から同市○○○-○-○（以下「b宅」という。）へ転居し、世帯主をAから請求人へ変更した。そして、その後、Aが死亡する時まで住所の変更はない。

(4) 請求人が作成した事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書（注：記載日なし）から、主な内容を記載すると、次のとおりである。

「死亡者から請求者への経済的援助はありませんでした」

※ 私は○○年間死亡者と生計同一をしてきました。1年9ヶ月前に死亡者が精神的に病み暴力が始まり市に相談したり警察に相談したりし死亡者も理解の上での別居でした。○○年間何事もなく生計同一をし今回も暴力さえなければ別居する事もなく生計同一をしました事をお考え頂ければと思います。宜しく願います。

します

(5) 請求人が作成した生計同一関係に関する申立書（平成○年○月○日付け）から、主な内容を記載すると、次のとおりである。

ア 別世帯になっていた理由（注：記載なし）

イ 同居についての申立（別居していたこと理由）：夫が精神的に病み別々に住む事を短期間でも希望した為同意の上に別居していました（期間1年程）

ウ 経済的援助についての申立

(ア) Aから請求人に対する経済的援助の有無（あり）・なし

(イ) 上記で「あり」の場合にはその回数：月約1回程度

(ウ) 経済的援助の内容

- ・月に○万円死亡者に生活援助していた
- ・病院の入院費、治療費は私が一部負担していた
- ・風呂にエネファーム設置代金○○○万円負担した
- ・家財のゴミ処理代金○○○万円負担した

エ 定期的な音信・訪問についての申立

(ア) 音信の手段（注：記載なし）

(イ) 訪問回数：年約3回程度

(ウ) 音信・訪問の内容：病院に見舞って夫の介護をしていた

オ 生計同一関係にあったことの申立
平成○年○月○日

私は、下記②の者と、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所、氏名

住所：○○市○○○-○
○号

氏名：請求人（印）

② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所：○○市○○町○○-○

氏名：A（①との続柄：夫）

カ 第三者による証明欄

平成〇年〇月〇日

上記ア～オの事実に相違ないことを証明します。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所：〇〇市〇〇町〇ー〇

氏名：D（会社上司）

- (6) 〇〇市長が証明する、請求人に係る平成〇年度市民税・都民税非課税証明書（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人の平成〇年中の合計所得金額は〇円である。

- (7) c病院d科E医師（以下「E医師」という。）が作成したAに係る診断書（証明書）（平成〇年〇月〇日付け）から、主な内容を記載すると、次のとおりである。

病名：妄想性障害、認知症疑い。

〇年〇月〇日初診。被害妄想を認め向精神薬処方し以降の処方はこちらつけ医に依頼した。

〇年〇月〇日再受診。認知機能検査で記憶力・見当識が低下していたが抗がん剤治療中であったため内科治療が安定した際に再検査の予定とした。以降は受診なし。以下余白

上記の通り診断（証明）いたします。

- (8) 〇〇警察署生活安全課生活安全相談係（以下、単に「生活安全相談係」という。）が作成した請求人に係る「配偶者からの暴力相談等対応票」と題する書面（受理：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分～午後〇時）から、主な内容を記載すると、次のとおりである。

① 相談等の内容

ア 種別：相談（援助又は保護の要求を含む。）

イ 被害歴：〇〇年前から

ウ 被害頻度：1月に2回

② 被害状況

ア 過去において最もひどかった身体に対する暴力被害

(ア) 被害時期：平成〇年〇月ころ

(イ) 被害場所：被害者の住所

(ウ) どのように身体に対する暴力を受けたのか

理由は忘れてしまったが、足を蹴られた。

イ 過去において最もひどかった脅迫被害

(ア) 被害時期：平成〇年秋ころ

(イ) 被害場所：被害者の住所

(ウ) のように生命等に対する脅迫を受けたのか

寝ていたところ、包丁を持ってきて、床に突き刺し、大声で怒鳴られた。

ウ 直近の被害状況

(ア) 被害時期：平成〇年〇月〇日

(イ) 被害場所：被害者の住所

(ウ) 被害状況：バイクに乗ろうとしたところ、肩を蹴られた。

エ 被害者の要望（複数選択可）

レ 加害者に対する指導・警告

レ 警察本部長等の援助措置

レ 住所又は居所を知られないようにするための措置の説明

レ その他の要望（荷物取出しの立会い）

- (9) 請求人の署名がある「ストーカー・DV等への対応について」と題する書面（署名日：〇年〇月〇日付け）から、その主な内容を記載すると、次のとおりである。

1 警察にとってもらいたい対応等

(ウ) 注意、口頭警告等してもらいたい

(オ) その他（理由：夫の暴力があると思うと恐怖で私自身の荷物を取りに行けない為。）

2 (親族) 弁護士（会）、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談

(ア) 既に相談した

3 転居・避難の有無

(イ) 一時避難する

- (10) 生活安全相談係が作成した「生活安全相談処理結果表」、「相談処理結果の概要」及び「相談処理結果」と題する

書面から、その主な内容を記載すると、それぞれ次のとおりである。

<生活安全相談処理結果表>

受理：平成○年○月○日午前○時○分 午後○時○分

件名：別居中の夫に暴力を振るわれる可能性があるので自宅に荷物を取りに行けない

相談の要旨

私は、定年退職した夫と2人で暮らしていました。夫が定年退職したころから、夫とはほとんど話さなくなり、十数年の間、家庭内別居状態でした。そのころから、話せば口喧嘩をするようになり、夫は殴ったりすることは無かったのですが、たまに、足を蹴ったり、背中や肩のあたりをこずかれたりされることがありました。また、「家から出てけ」などと暴言を吐かれることも日常的であり、5～6年くらい前に、私が自分の部屋で寝ていたところ、夫が急に包丁を持って入ってきて、包丁を床に突き刺し、何を言っていたのか分かりませんが、大声で怒鳴ってきたのです。私は、このような状況に我慢できなくなり、今年の○月○日に長男の家に避難し別居しました。昨日の○月○日に、仕事の通勤で必要なバイクを取りに行くため、主人がいない時間を見計らって、自宅にバイクを取りに行ったところ、夫に見つかり、裸足で家から出てきて、バイクに乗っている状態から、肩の辺りを蹴られました。私は、そのままバイクで逃げましたが、一人で自宅に戻るのが恐くなってしまい、自分の洋服などを取りにいけません。警察の方に自宅と一緒に行ってもらい、自分の洋服などを運ぶ際、暴力を振るわれないように、立ち会って頂くことはできませんか？

<相談処理経過の概要>

処理：平成○年○月○日午前○時○分 午後○時○分

経過番号：1（受理時）

処理経過の概要

相談者に対し、意思確認等を実施したところ、「怪我もしていませんし、事件にするつもりはありません」「ただ、荷物を取りに行きたいので警察の方に一緒に行って欲しいです」とのことであった。そこで、相談者の長男に連絡、自宅から荷物を運ぶ手伝いをしてもらうこととし、本職は防犯係員と共に、相談者らが自宅から自分の洋服等を運び出す作業に立ち会った。荷物を運び出す際、夫に対し、口頭による警告を行ったところ、夫は、（注：黒塗りの非公明情報あり。）と答えた。夫は、避難先である、長男宅の住所を知らないとのことであったことから、相談者に対し、

- ・ できるだけ早く避難先の管轄警察署並びに、役所に相談に行き、住民台帳閲覧に関する支援措置を申し出ること。
- ・ 今後は、直接話をするのでは無く、弁護士を立てて話し合うこと。
- ・ 身の危険を感じた場合は、躊躇せず110番通報すること。

を助言したところ、相談者は、「お巡りさんが立ちあってくれたおかげで、夫は落ち着いており、無事に荷物を運ぶことが出来ました。本当にありがとうございます。」「今後は弁護士を通じて話し合ってください。」と答え長男宅に帰宅した。

<相談処理経過の概要>

処理：平成○年○月○日午後○時○分 午後○時○分

経過番号：2

処理経過の概要

相談者から近況並びに相手の動向について、確認するために電話連絡を実施したところ

- ・ 相手からの連絡はなく、相手の弁護士が長男のところへ電話をしてきています
- ・ 本日、〇〇市〇〇 〇-〇〇住宅〇号棟〇号室の鍵を受け取りました
- ・ 今月中には、引っ越しをする予定です
- ・ 自宅に私の荷物が残っているので、相手がいない時に取りに行きたいのですが、相手と会う可能性があるため、長男から相手の弁護士に話をしたところ、「相手から委任状を取ります。」との連絡がありましたが、結果についての報告はありません

との回答であった。

相談者に対し

- 新しい住居に引っ越しをして住民票を異動する場合は、市役所の担当者に相談して住民基本台帳の閲覧制限をすること
- 荷物の取り出しに関しては、長男から相手の弁護士に連絡をし、どの様な状況になっているのか確認すること
- 相手の様子を確認するために、警察から連絡をすること

を助言した。

相談者は

- ・ よろしく申し上げます
- と言って電話を切った。

<相談処理経過の概要>

処理：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分 午後〇時〇分

経過番号：3

処理経過の概要

相談者が来署し、住民基本台帳の閲覧制限の援助を申し出たことから、援助申請書への署名をお願いし、手続きを進めた。

相談者に対し、近況並びに相手の動向について確認したところ、

- ・ 特に相手から連絡等はありません。
- ・ 現在、離婚の手続きを進めているところです。

とのことであった。

相談者に対し、

- ・ もし相手が現れた場合は、躊躇せず110番通報すること。
- ・ なにかあれば、遠慮せず相談係に電話すること。
- ・ これからも継続事案として、相談係から定期的に連絡があること。
- ・ なので、連絡先が変わる等あれば、連絡して欲しいこと等を助言した。

相談者は、

- ・ 色々ありがとうございます。
- ・ 何かあれば連絡します。

と申し立て、退室した。

<相談処理経過の概要>

処理：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分 午後〇時〇分

経過番号：4

処理経過の概要

相談者から近況並びに相手の動向について、確認するために電話連絡を実施したところ

- ・ あいてのべんごしから長男に電話があり、「家の荷物を持って行って（注：「い」は誤記と認める。）貰いたい。」と言われたので、〇日に見積もりをして〇日に長男と一緒に荷物を持ってくることになりました

- ・ 相手からの直接的な連絡はあ

りません

- ・ 相手は今住んでいる所を知らないので訪れることはありません
- ・ ○月○日に調停が行われますが、相手は来ないと思います
- ・ 調停の結果によっては、今相談している弁護士にお願いするつもりです

との回答であった。

相談者に対し

○ 相手の様子を確認するために電話連絡を警察からすること

○ 相手から何らかの行為を受けたら、警察に連絡することを助言した。

相談者は

・ 有難うございます
と言って電話を切った。

<相談処理経過の概要>

処理：平成○年○月○日午後○時○分
午後○時○分

経過番号：5

処理経過の概要

相談者から近況並びに相手の動向について、確認するために電話連絡を実施したところ

- ・ 息子が相手を病院に連れて行ったところ、医師からは「妄想性障害」と多少であるが認知が入っているとされました
- ・ 息子の話だと単独で生活するのは困難であると言われたそうです
- ・ 相手の知人が○○市役所に手続きをしたところ、○月○日に相談員が自宅にきました
- ・ 相談員が相手に話しかけをしましたが、反応はなかったそうです
- ・ ○月○・○日は、調査員が家に来て相手の様子を確認し

ていました

- ・ 話だと相手に対してどのような措置が取れるか決まるのに、1ヶ月位掛かるそうです
- ・ 担当の弁護士に話をしたところ、調停については今後やらないことになりましたとの回答であった。

相談者に対し

○ 相手にどのような介護を受けられるのか、確認できるまで継続して連絡することを助言した。

相談者は

・ 有難うございます
と言って電話を切った。

<相談処理結果>

処理日：平成○年○月○日

処理結果

相談者に対し、近況を確認したところ、相談者は、夫は精神病で離婚の手続きは進められなくなったので、離婚は諦めました。

このまま別居したまま様子を見て行きたいと思います。

離婚の関係で相談していた弁護士も打ち切りました。

と申し立てた。

相談者に対し、夫からの電話や連絡があるのか確認したところ、夫は今の住所や電話番号を知りませんし、次男から夫はおとなしく生活していると聞いています。

夫はデイサービスやケアマネジャーさんが面倒を見てくれるようで、次男も面倒を見てくれます。

また、次男から夫の状況を報告してくれています。

と申し立てた。

相談者に対し、今後は継続的な電話での連絡を止めて、今後は何かあれば相談して欲しい旨を伝えたと、相談者は、それで大丈夫です。

今まで相談に乗ってくれた警察の方々に感謝です。

と申し立て電話が切れたもの。

相談者は、現在b宅で一人暮らしをしており、夫は、その住所を相手は知らない。さらに、相手から相談者に対し接触等してくる状況もない。

よって、相談者の意向も含め、継続相談を結了することとした。

- (11) 請求人がA名義の通帳の写しとして提出したのものには、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの取扱明細があり、不定期に、自動支払機からの出金の記録のほか、平成〇年〇月〇日以降は、2か月に1回、Aの年金額と一致するそれぞれ振込記録がみられる。
- (12) 請求人の二男Cが署名した再審査請求の理由と題する書面から、主な内容を記載すると、次のとおりである。

私、Cは、父・Aより預金通帳を預かり現金をおろした中から、生活費として母・請求人に月〇万円を、2～3ヶ月おきに手渡していました。私が仲介した理由は、父が認知症と妄想性障害のため母に対し、暴力をふるう危険があったためです。

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 保険者は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、本件通知では、生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者であり、住所が適格死亡者と住民票上異なっている場合に、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、次のア又はイの生計同一要件を満たす必要があるとし、加えて、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠く

こととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

- (ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること
- (イ) 定期的な音信、訪問が行われていること

また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の被害者の場合、DVを避けるために一時的な別居が必要になる場合があることから、所定のDV被害者については、DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断に当たって、DV被害者であるという事情を勘案して、適格死亡者の死亡時という一時点の事情のみならず、別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問の有無等を総合的に考慮して、上記イに該当するかどうかを判断するとしている（「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」令和元年10月3日厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡（以下「DV被害者通知」という。））。

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、請求人が、Aの死亡当時、Aによって生計を維持した者であると認めることができないうかどうかを検討する。

前記1(2)及び(3)によれば、Aと請求人は、a宅で世帯を同じくしていたところ、請求人が平成〇年〇月〇日に同宅からb宅に転居し、Aの死亡当時、Aと別住所であったことが認められる。

しかしながら、前記1(8)ないし(10)からは、Aの暴力等により平成○年○月○日からAと別居し、警察立会いのもと、請求人が自宅から荷物を運び出したこと、請求人がb宅に転居し、住民基本台帳の閲覧制限の手続をしたこと、別居当初、請求人は、弁護士を立てて離婚手続を進めようとしたが、息子がAを病院に連れて行ったところ、Aに妄想性障害と多少であるが認知症の症状があることが判明したことから、離婚をあきらめ、別居状態のまま様子を見ていくことになったことなどが認められ、Aの病状については、E医師の診断書(証明書)の記載内容と合致することが認められる。

そうすると、前記1(4)及び(5)の請求人の申立てを併せ考えるに、請求人はDV被害者に該当すると認めるのが相当であり、請求人の平成○年○月○日以降のAとの別居(以下「本件別居」という。)は、請求人がAからのDVによる身体的及び精神的苦痛から逃れるためのやむを得ない事情によるものと認めるのが相当である。そして、請求人は、本件別居後一時、Aと離婚をするための手続をしていたことは認められるものの、Aの病気(妄想性障害、認知症)の発覚により、離婚をあきらめ、様子を見ることとしていたのであり、Aとの別居は継続しているが、本件別居に至る経緯を考えれば、別居の継続はやむを得ないと認めるのが相当であり、別居解消の可能性がないとは認められないというべきである。また、請求人は、再審査請求時において、前記1(11)及び(12)の資料を提出し、Aから月額○万円の経済的援助を二男Cを介して受けていた旨を主張するところ、その事実を確認するに足る資料は不足しているといわざるを得ないが、二男CがAの預金通帳の管理をしていたことは、同人の病状からすると、十分にあり得ることであり、仮に、Aからの経済的援助がなかったとしても、本件

別居の開始からAの死亡の時までは2年足らずであり、本件別居がAのDVを原因とするものという事情を考慮すれば、DV被害者通知の趣旨に照らして考えるに、Aの死亡当時においても、請求人は、Aと生計を同じくしていた者であったと認めるのが相当であるというべきである。

- (3) 以上によれば、Aの死亡当時において、請求人は、Aと生計を同じくしていた者であったと認められ、また、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであるから、請求人には、Aに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとり裁決する。